

議員提出議案第 3 号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 30 日

渋川市議会議長 田 邊 寛 治 様

提出者 議会運営委員会

委員長 安カ川 信 之

別紙

議員提出議案第 3 号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

渋川市議会委員会条例（平成 18 年渋川市条例第 243 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中コをサとし、エからケまでをオからコまでとし、同号ウ中「市民部」を「市民環境部」に改め、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市長戦略部の所管に属する事項

第 2 条第 2 項第 2 号イ中「建設部」を「建設交通部」に改め、同号ウ中「水道部」を「上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

市の組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務市民常任委員会 6人 ア <u>市長戦略部の所管に属する事項</u> イ <u>総務部の所管に属する事項</u> ウ <u>総合政策部の所管に属する事項</u> エ <u>市民環境部の所管に属する事項</u> オ <u>危機管理監の所管に属する事項</u> カ <u>会計課の所管に属する事項</u> キ <u>選挙管理委員会の所管に属する事項</u> ク <u>公平委員会の所管に属する事項</u> ケ <u>監査委員の所管に属する事項</u> コ <u>固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</u> サ <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u> （2） 経済建設常任委員会 6人 ア <u>産業観光部の所管に属する事項</u> イ <u>建設交通部の所管に属する事項</u> ウ <u>上下水道局の所管に属する事項</u> エ <u>農業委員会の所管に属する事項</u> （3） ・ （4） （略）	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務市民常任委員会 6人 ア <u>総務部の所管に属する事項</u> イ <u>総合政策部の所管に属する事項</u> ウ <u>市民部</u>の所管に属する事項 エ <u>危機管理監の所管に属する事項</u> オ <u>会計課の所管に属する事項</u> カ <u>選挙管理委員会の所管に属する事項</u> キ <u>公平委員会の所管に属する事項</u> ク <u>監査委員の所管に属する事項</u> ケ <u>固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</u> コ <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u> （2） 経済建設常任委員会 6人 ア <u>産業観光部の所管に属する事項</u> イ <u>建設部</u>の所管に属する事項 ウ <u>水道部</u>の所管に属する事項 エ <u>農業委員会の所管に属する事項</u> （3） ・ （4） （略）